

Osaka University of Economics Working Paper Series
No. 2014-4

「党の唯一思想体系確立の十大原則」は「二次資料」「関係筋の情報・資料」なのか一文浩一氏による拙稿へのコメントに関して―

大阪経済大学 経済学部
黒坂 真
2015 年 2 月

「党の唯一思想体系確立の十大原則」は「二次資料」「関係筋の情報・資料」なのか一文浩一氏による拙稿へのコメントに関して―

要旨：独裁体制の現状を解明するためには、独裁者が国民に出す公表、非公表文書による指令を入手し、国民の動向と照らし合わせてその現実的意味を検討せねばならない。北朝鮮の場合、非公表文書「党の唯一思想体系確立の十大原則」の解釈、分析が特に重要であるが文(2013)(2014)は「十大原則」を無視している。中央常務委員会がセンサスを例外なく全数調査で行うと「十大原則」に反し収容所に連行されうる。金正日と彼の家族、使用人にセンサスを行うと奢侈生活が国民に知られてしまう。94年1月にセンサスを例外なく行ったなら、拉致された日本人、韓国人の存在を当局は把握していたはずだが当局は拉致を否定してきた。脱北者や在日本朝鮮人総連合会関係者、被拉致韓国人がもたらす情報と公表・非公表文書を可能な限り照合して北朝鮮の現実を把握すべきである。北朝鮮の国民は金日成、金正日そして金正恩という三代世襲独裁下で、餓死ないしは処刑という過剰死の恐怖に直面している。

キーワード:北朝鮮, 十大原則, 二次資料, 関係筋の情報・資料, 非公表文書 過剰死

1 はじめに

生きとし生けるものは死にたくない。しかし独裁体制下で一般国民は往々にして、政治的な弾圧による拷問や強制労働による死と、食糧不足による死という二種類の死の恐怖に直面している。北朝鮮の国民は金日成、金正日そして金正恩という三代世襲独裁下で、この二つの死の恐怖に直面している。

独裁体制とは独裁者が国民を絶対的に支配している体制である。独裁者は国民に公表ないしは非公表の文書で指令を出す。国民がこれに逆らえば、警察や軍により制裁、最悪の場合には死を被る。国民が独裁者の指令実行を巧妙に怠り、独裁者の指令を自分の都合の良いように解釈し、独裁者や警察機構の監視が行き届かない場を形成することもある。これが進行すれば、独裁体制は緩やかに崩壊していく。完全な独裁体制、すなわち国民が独裁者の出す公表、非公表指令を完全に実行し、独裁者が国民の一挙一動を完全に把握している体制とは理念型でしかなく、現実には存在しえない。独裁体制の現状を解明するためには、独裁者の公表、非公表文書による指令を、国民の動向と照らし合わせてその現実的意味を検討せねばならない。独裁体制下で国民は生き延びるため、巧みに独裁者の指令を怠業し、形骸化させる。怠業、形骸化の実態を金日成著作集のような公表文書や、脱北者の話などを照合して検討すれば独裁体制下で

の国民の暮らしの現実を徐々に把握できる。私見では、このような手法はスターリン体制や、毛沢東期の中国での人々の日常生活を把握する際にも用いられている。¹

私の独裁体制把握手法は大略このようなものであるが、文浩一氏（以下、文氏）の北朝鮮分析手法とは大きく異なっている。私見では「党の唯一思想体系確立の十大原則」（以下、十大原則）という非公表文書が、北朝鮮の独裁体制と在日本朝鮮人総連合会関係者が構成している小社会を読み解くためには最も重要である。文氏による一連の業績にこの視点がないが、文氏は「十大原則」を「二次資料」「関係筋の情報」とみなし軽視しているのではないだろうか。

黒坂（2013-1）は文（2011）への辛口の書評だった。これに対し文氏は（2013）（2014）の二つの論考で反論した。以下、文（2013）（2014）に反論しつつ、北朝鮮の独裁体制の現状と分析手法について論じる。主な結論は以下である。

（1）文氏は「十大原則」が北朝鮮社会の絶対的規範であり、これに反した人は国家安全保衛部（旧ソ連のNKVD、中国の国家安全部に相当する治安警察）により収容所ないしは「山送り」、あるいは処刑されてしまうことが理解できていない。「十大原則」は一応、非公表文書である。非公表文書には公表文書より詳細に北朝鮮当局の姿勢、方針を仔細に表しているものがある。

（2）中央常務委員会がセンサスを例外なく全数調査で行うと、「十大原則」に反し国家安全保衛部により収容所に連行されうる。

（3）金日成、金正日とその家族にセンサスを行うと招待所での奢侈生活や金正日の女性関係が国民にも広まってしまう。金日成、金正日の女性関係も絶対的な機密事項であり、これを漏らす人は国家安全保衛部により収容所に連行されうる。

（4）94年1月にセンサスを例外なく全数調査で行っていたのなら、北朝鮮当局は横田めぐみさん、有本恵子さんら被拉致日本人及び李在根氏、金英男氏ら被拉致韓国人の存在を把握していたはずであるが、北朝鮮当局は2002年9月の日朝首脳会談で金正日が拉致を認めるまで、日本人拉致を否定してきた。韓国人拉致については今でも否定している。その後2008年にもセンサスを行っているのなら、被拉致日本人や被拉致韓国人の所在を北朝鮮当局は重ねて把握していることになる。昨年日本政府との合意により発足した「特別調査委員会」による被拉致日本人や日本人妻の所在調査など不要のはずだ。北朝鮮当局（朝鮮労働党）の拉致問題に関する言動が、文氏が面談で得た情報を事実上否定している。

（5）政治犯収容所や、被拉致日本人、対南工作機関、テロを担当する特殊工作員らへのセンサスのためには金正日の決裁が必要であるが、金正日にそのよう

¹ 例えば Fitzpatrick(1999), 船橋 (1988) 参照。

な決済を求めること自体が「十大原則」に反する。

(6) 脱北者や在日本朝鮮人総連合会関係者、被拉致韓国人がもたらす情報と北朝鮮当局公表資料、非公表資料を可能な限り照合して北朝鮮の現実を解明できる。

(7) 北朝鮮当局の公表発表では、90年代後半の「苦難の行軍」期でも総人口は着実に増えていた。飢饉が最も激しかった咸鏡道でも1993年から2000年にかけて人口が増えていることになっている。これは脱北者や在日本朝鮮人総連合会関係者、被拉致韓国人の証言とかけ離れており信頼できない。飢饉を否定するために公表統計が捏造された可能性がある。

(8) 文(2013)(2014)は北朝鮮当局の公表資料が一次資料、脱北者らがもたらす情報や資料は「二次資料」「関係筋の情報・資料」とであると主張しているが、「関係筋」「二次」の定義がない。脱北者、在日本朝鮮人総連合会関係者、被拉致韓国人の共通点は北朝鮮の居住・滞在経験だけである。北朝鮮に居住、滞在経験がある人は「関係筋」であり、その人々の見聞情報が「二次資料」「関係筋の情報・資料」であるなら、93年センサスの実施過程に関する文(2011, pp. 56-57)の記述や文氏が得た見聞情報も「二次資料」「関係筋の情報・資料」となってしまう。文氏自身も「関係筋」になってしまう。

以下、2で黒坂(2013-1)の中心点を列挙し、文氏による2013年11月の面談による確認の問題点について述べる。3で「十大原則」と北朝鮮社会の現実を説明し、「センサスが例外なく全数調査で行われた」という文氏の主張の非現実性を指摘する。3.1で「十大原則」と北朝鮮社会について、被拉致韓国人、脱北者、在日本朝鮮人総連合会関係者ら証言により説明する。3.2で、センサスが例外なく全数調査で行われたならば、北朝鮮の国民に金日成、金正日の奢侈生活や女性関係が広まってしまい、「十大原則」に反してしまうことを指摘する。3.3で、センサスが例外なく全数調査で行われたならば北朝鮮当局は被拉致日本人や被拉致韓国人の存在を熟知しつつも虚偽宣伝をしてきたことになることを指摘する。3.4で北朝鮮当局による体制宣伝と「宮廷経済」について簡単に説明する。4で文(2013)(2014)について詳述する。ここで文氏が批判している黄長燁証言とKBSMの調査結果についても言及する。5で文氏に問題提起をする。

2 黒坂(2013-1)の中心点－調査員が立ち入れない地域、接触できない人々

「センサスが例外なく全数調査で行われたか否か」という点は、黒坂(2013-1)での重要な論点であった。文(2011, pp. 57)によれば93年センサスは1994年1月3日から15日にかけて行われたが、センサスを担当する調査員、調査指導員が次の地域あるいは人々にセンサスの調査票を渡して記入を求めることがあり

うるかという疑問を黒坂（2013-1）は指摘した。（1）十数万人が囚人労働を強いられている「労働管理所」という政治犯収容所。国家安全保衛部が管轄している地域（2）横田めぐみさんら被拉致日本人、被拉致韓国人と彼らが収容されている「招待所」（3）金正日とその家族、金正恩、高英姫、金正男、「喜び組」（4）金正日の使用人（5）朝鮮人民軍が管轄する地域（6）核兵器を開発する部署や、韓国の大統領殺害、民間航空機爆破などを担当する武装工作員を養成する地域。文氏は「センサスが例外なく全数調査で行われた」ことをどうやって確認したのだろうか。文（2014）には前述の地域、人々にセンサスが行われたことの確認手法が記述されていない。文（2014, pp. 46）では単に「センサスの報告資料において彼らを除外したとは記述されていないので、含まれているとみなすべきである」と記されているだけである。「確認」とは北朝鮮当局の主張をそのまま受け入れているだけではないだろうか。この点について、私は昨年 10 月 25 日の比較経済体制学会第 13 回秋期大会自由論題Ⅱ「アジアの社会主義・アジアの移行経済」での文氏による報告の後質問した。これに対し文氏は先方に聞いただけである旨答えた。これでは「確認」になるはずもない。一般に、北朝鮮の人々が外国から来た人間に会う場合、当局の公表見解以外の発言をすることは困難である。文氏が先方に「大韓航空機爆破は対南工作機関のどこの部署が担当したのですか」「金正日には奥さん、お子さんが何人いたのでしょうか」と聞いたら否定するか、厄介なことになっただろう。また文氏は、「金日成や金正日の家族関係に対するセンサスをどのように行ったのか」という私の疑問に対し、「ロイヤルファミリーについては、保衛部に依頼してセンサスを行ったと聞いている」旨答えた。学会での短い質疑応答の時間なので「保衛部に依頼する」という語の中身を説明できなかったのはやむを得ないが、残念である。私見では、国家安全保衛部にセンサスを担当した部署が金日成や金正日の家族関係調査を依頼するなら、まずは金正日にそれを提議し決済を得ねばならないはずだ。金正日にそのような提議をしようとセンサスを担当する部署の誰かが所属の朝鮮労働党組織で提案せねばならないはずだが、そうすればその人は国家安全保衛部により政治犯収容所送りになりうる。政治犯収容所送りになる危険性を犯してまで、金日成や金正日の家族関係を調べようという勇気のある人がいたのだろうか。

北朝鮮の国民は常に「十大原則」に常に縛られているという視点が、文氏に完全に欠落している。「十大原則」を全国民に強制している北朝鮮当局の主張をそのまま受け入れることは適切だろうか。北朝鮮当局すなわち朝鮮労働党をどう見るかという点で私と文氏は大きく見解を異にしているようだ。文（2013）（2014）が提起している北朝鮮当局公表資料をどのように利用するかという問題について検討するためには、金日成と金正日の命令（金日成は「教示」、金正日は「お言葉」）を神聖不可侵と定めている「十大原則」をどう見るかという点が欠かせ

ない。北朝鮮当局は「十大原則」を非公表資料としているが、非公表資料の方が公表資料より北朝鮮の現実をよく表している場合もある。北朝鮮に限らず、普通の企業や市民団体、政党でも宣伝物などの公表資料より、社長や会長の従業員に対する指令、役員会や重要な会議の議事録その他、非公表資料のほうが企業の現実をよく表している場合もある。北朝鮮当局が非公表としている金日成の教示集、あるいは「提講」と呼ばれる金日成の指令は北朝鮮社会と在日本朝鮮人総連合会の絶対的な規範となっている。統一朝鮮新聞特集班（1973, pp. 254-269）に在日本朝鮮人総連合会への「提講」が掲載されている。張（1991, pp. 170-178）に金正日による在日本朝鮮人総連合会への指示書が掲載されている。

3 「センサスが例外なく全数調査で行われた」の非現実性

3.1 「十大原則」と金日成、金正日

金日成は「幹部のあいだで党の唯一思想体系の確立と革命化の強化について」（「金日成著作集」25 巻，1970 年 7 月 6 日）で、全党に唯一思想体系を確立し、すべての党员と勤労者を革命化することがきわめて重要かつ切迫した課題であると述べている。金日成によれば、党のチュチェ思想で武装した人は、党の意図通り考え、また行動するが、事大主義や教条主義に毒された人はそれができない。金日成のこの視点は、「十大原則」と同様である。この論考には「十大原則」という語はないが、「唯一思想体系の確立」という表現がある。在日本朝鮮人総連合会編「金正日略伝」（1995, pp. 53）によれば、金正日が金日成の後継者として朝鮮労働党中央委員会で推挙されたのが 1974 年 2 月 13 日である。「金正日略伝」（1995, pp. 56）によれば、金正日は 1974 年 4 月 14 日に金日成主席の偉大さと不滅の業績を全面的に明らかにし、全党と社会に金日成の唯一思想体系を確立するための諸原則を明らかにした。これは、「十大原則」を指していると考えられる。

日本共産党中央委員会が出版していた「世界政治資料」が「十大原則」を翻訳しているので、以下でこれにより紹介する。同誌編集部によれば、「十大原則」は 1974 年 2 月の朝鮮労働党第八回中央委員会総会で採択したとされている。日本に伝えられた朝鮮語の小冊子からのコピーを翻訳したものであると同誌編集部は述べている。「十大原則」は十の原則から成る。各原則内にそれぞれ項目があり、項目数総計は 64 である。「十大原則」序文の最後の文章は次である。「すべての党员と勤労者は、敬愛する首領を永遠に高くおし戴き、首領にあくまで忠誠を尽くし、全党と全社会を偉大な金日成同志の革命思想で一色化する歴史的偉業を輝かしく遂行するため、次のような党の唯一思想体系確立の十大原則を徹底して守らなければならない」。「十大原則」は全勤労者が守るべき規範とされていることに注目されたい。「十大原則」の五「偉大な首領金日成同志の教

示の執行において、無条件性の原則を徹底して守らなければならない」の中には六項目がある。その中の一、五は次である。「一偉大な首領金日成同志の教示を、すなわち法として、至上の命令として受けとめ、いささかの理由も口実もなしに、無限の献身性と犠牲精神を発揮して無条件に、徹底的に貫徹しなければならない」。「五偉大な首領金日成同志の教示執行台帳を作成して、教示執行状況を正しく総括し、再配置する活動を間断なく深化させ、教示を中途半端にせず、最後まで貫徹しなければならない」。金日成の教示は法であること、金日成の教示執行台帳の作成を主張していることに留意されたい。

3.2 「十大原則」と北朝鮮の国民生活

「十大原則」が北朝鮮の国民生活でどのように徹底されているかについて脱北者や拉致された韓国人、在日本朝鮮人総連合会関係者らの証言を以下紹介する。

(1) 被拉致韓国人が伝える「十大原則」

KINU (2013, pp. 526-527) によれば、朝鮮戦争以後 3835 人の韓国人が拉致されたが、六か月から一年後にそのうち 3310 人が韓国に戻された。北朝鮮に残された韓国人のうち、8 人が韓国に自力で脱出したので、517 人が北朝鮮に抑留されていることになる。李在根氏は韓国に戻った一人である。李氏は北朝鮮の警備艇により 1970 年 4 月に拉致され、98 年 9 月に中国に逃げて 2000 年 7 月に韓国に戻った。李氏は 86 年 7 月に朝鮮労働党に入党する準備をしろと朝鮮労働党秘書に言われ、「十大原則」と朝鮮労働党の規約に精通し「金正日現地指導」を正確かつ体系的に覚えるという学習をさせられたという (李 2002, pp. 110-111)。李在根氏によれば、「十大原則」が北朝鮮の住民たちの思考と行動、生き方を日常的に規律する最高の規範である (李 2002, pp. 111)。朝鮮労働党規約は、北朝鮮の憲法より上位の明文規範である。

(2) 脱北者が伝える「十大原則」

国家安全保衛部に十五年勤務した尹大日 (2003, pp.126-127) によれば、北朝鮮の住民は自国の刑法や刑事訴訟法に接する機会がないので、これについて良く知らない。北朝鮮では「十大原則」だけが住民が守るべき法である。韓国軍事問題研究院 (2013) は脱北した軍人たちの証言集である。韓国軍事問題研究院 (2013) によれば北朝鮮の全ての政治組織は労働党を中心に行っている政治共同体である。この政治共同体の目的は首領の思想を中心にした党の唯一思想体系と唯一的指導体系の構築である。唯一思想体系とは首領の思想で全社会を一色化し首領の命令と指示により全社会を一つのようにして動かすことである (同書 pp. 257)。同書 (2013, pp. 262-263) によれば北朝鮮の住民は各自が所属している団体別に政治学習、生活総和、技術会議など休む暇もなく各種の集まりに悩まされる。生活総和とは、各住民が所属する組織 (労働党、少年団、青年・職業・女性・農民同盟) で 1 週間に 1 度、反省の時間を持つ制度である。

昭和 35 年 1 月に父母とともに北朝鮮に渡った宮崎俊輔氏は父母とともに咸鏡南道新興郡東興里に配置された（宮崎 2000, pp. 57）。父は協同農場員となった。宮崎（2000, pp. 62）によれば帰国者（元在日朝鮮人）は、自由な日本社会を知っているから物事を比較検討して自由に発想できる。しかし北朝鮮社会では思考の自由は命取りで、決められたこと以外の考えがうっかり口から出たら「自由主義者」「資本主義の悪弊に染まった者」として糾弾される。帰国者の場合、山間奥地に送られる(山送り)か、政治犯収容所に連行されうる。宮崎氏も金日成の教示が絶大な権威をもち、憲法よりも上位規定であると述べている（宮崎 2000, pp. 96）。

（3）在日本朝鮮人総連合会と「十大原則」

韓（2002, pp. 153-155）によれば、74 年 2 月の在日本朝鮮人総連合会第十回全体大会の際、東京に集まった約 3000 人の幹部たちの前で「十大原則」が読み上げられた。在日本朝鮮人総連合会内では金日成の神格化に拍車がかかり、学習組のメンバー全員に「十大原則」を記載した「学習組手帳」が配布された。韓（2002, pp. 68）によれば学習組とは在日本朝鮮人総連合会の指令系統である。在日本朝鮮人総連合会に属するどの組織にも学習組がある。張（1991, pp. 170-178）掲載の「指導者同志の指示書」には「唯一の思想体系確立の十大原則を貫徹すること」が記載されている。被拉致韓国人、脱北者、在日本朝鮮人総連合会関係者全ての手記に「十大原則」が言及されているわけではないが、北朝鮮社会あるいは在日本朝鮮人総連合会関係者が属する小社会で金日成の「教示」が絶大な権威をもち、憲法よりも上位規定にあり、これに背けば重大な罪になるという認識ではほぼ共通している。93 年頃から相当な飢饉があり餓死者が続出したという点でもほぼ共通している（李 2002, pp. 126-157, 宮崎 2000, pp. 193-208）。90 年代後半も総人口は着実に増えていたという北朝鮮当局の公表統計は証言とかけ離れている。飢饉の存在を否定するために公表統計が捏造された可能性がある。

（4）金正日の親族、使用人、政治犯の扱いと「十大原則」

李韓永氏は成恵琳の妹の息子であるから金正日の甥になる。藤本健二氏は、北朝鮮各地にある「招待所」という金正日の豪華な邸宅に金正日の命令で出入りし、金正日に寿司やうどんなどを作った。この二人の著作には金正日一家の奢侈生活が描かれているが、「十大原則」の記述がない。金正日の親族や海外からきた金正日の使用人に対して、北朝鮮当局は「十大原則」の暗記を強要していない可能性がある。「十大原則」には「個別の幹部」に対する注意項目（四の八、九の五）はあるが、金正日の親族や使用人に対する規定はない。金正日の親族や使用人をどう扱うかについては、金正日の「お言葉」による規定が存在している可能性がある。

スン他（1995）は「社会主義社会で反革命分子たちは徹頭徹尾人民の利益に反す

る反逆者、売国奴であり人権を蹂躪した人間のゴミである」と断言している。この論文は北朝鮮当局による「政治犯」の扱いを示唆する公表資料である。「十大原則」には政治犯をどう扱うかについての具体的な記述はない。政治犯収容所については、姜哲煥（1994）が詳しい。

3.2 金日成、金正日の家族、女性関係と「十大原則」

金日成、金正日をセンサスの対象とし彼らの家族関係を調査することは、「十大原則」の二「偉大な首領金日成同志を忠誠をもって高く仰ぎ奉らなければならない」に反する。金正日については、九の二、十の一、三、五で、「党中央」と表現されている。十の第五項目は次である。「党中央の権威を百方から保障し、党中央を命をかけて死守しなければならない」。文氏の主張通りなら、文（2011, pp. 59）に掲載されている調査票を中央常務委員会や一般調査員が金日成、金正日の住む招待所などに持参して調査票への記入を依頼していたことになるが、ありえない。文（2014, pp. 47）は「一般の調査員が入れなかったからといってセンサスが信頼できないという根拠とはならない」と主張しているが、では誰が招待所、収容所等に立ち入ったのか。国家安全保衛部が調査票を持参して金日成や金正日の居住区域に立ち入るためには、事前に金正日の決済を得ねばならない。センサスを実施したという中央常務委員会が「十大原則」を無視する権限を金日成や金正日から与えられていたのか。金日成や金正日の「世帯区分」は調査票にある1. 労働者2. 事務員3. 協同農場員4. 協同組合員のどれにもあてはまらない。黒坂（2013-1, pp. 74）で「金日成や金正日、『喜び組』、被拉致日本人は労働者か」と疑問を呈した。これに対し文（2014, pp. 46）では黒坂の疑問は「金正日の職業はどうなっているのか」であり、個人情報の開示されないと述べ、金正日の「世帯区分」について何も述べていない。金日成、金正日には該当する「世帯区分」はない。金日成や金正日に「調査票」への記入を要求すれば調査票にある金日成、金正日の家族構成員の「世帯主との関係」「性別、年齢」「本人の職業、職種」「結婚関係」を調査員に教えることを要求することになる。例えば金正恩の母高英姫は金正日の「配偶者」だったのか否かを中央常務委員会が確認することになる。金正日の女性関係は北朝鮮社会では最高機密であり、話題にただけで家族もろとも政治犯収容所に送られる可能性すらある（康 1995, pp. 53）。李（1999, pp. 59）によれば金日成には金賢という隠し子がいて、金正日はその子を張成澤の子として育てさせた。康（1995, pp. 53）には金正日は元在日朝鮮人高英姫との間に息子一人と娘一人がいると記載されている。李（1996, pp. 72-73）には高英姫との間に金正哲がいると記されている。姜（1994, pp. 167-168）には金正日が万寿台芸術団のダンサーだった高春子という帰国者（元在日朝鮮人）の女性を第三夫人とし、男の子が生まれたという噂を聞いたと記されている。高春子という名前は間違いだが、男の子がいるとい

う点では正しい情報だった。金正日の正式の配偶者は誰だったのか、そして子供の有無については、在日本朝鮮人総連合会編（1995）には記載されていない。金日成の妻や金正日についても、1972 年刊行の「金日成同志の革命活動」では記載されていなかった。

3.3 被拉致日本人、被拉致韓国人の存在と 94 年 1 月のセンサス

仮に文氏の主張通り、センサスが 94 年 1 月に全数調査で行われていたとしよう。横田めぐみさんや有本恵子さんらが住んでいた「招待所」や、李在根氏の家にもセンサスを担当する調査員が訪れ、彼らは調査票に記入していたことになる。北朝鮮当局は 94 年 1 月には被拉致日本人、被拉致韓国人の存在を熟知していたことになるが、2002 年 9 月の日朝首脳会談で金正日が拉致を認めるまで、北朝鮮当局は日本人拉致問題を否定してきた。韓国人拉致については今でも否定している。2002 年 3 月 27 日「朝鮮中央通信」によれば、3 月 26 日の「労働新聞」に「日本は最大の拉致犯罪国家」という題目の文が掲載された。この論文によれば、日本の反動がありもしない「拉致問題」を持ち出し反共和国策動に熱を上げているが、これは鉄面皮な人間だけができる妄動である。「センサスが例外なく全数調査で行われた」のなら、被拉致日本人の居場所を知りつつも北朝鮮当局は公表発表文書で大嘘をついていたことになる。横田めぐみさんの元御主人、金英男氏は高校生の時に拉致された。韓国の高校生を拉致してその存在が明らかになっても、北朝鮮当局は拉致を否定し続けていることに注目されたい。北朝鮮当局はラングーン事件や大韓航空機爆破事件などのテロも「捏造」と否定している。北朝鮮当局公表資料に虚偽が含まれている例は珍しくない。

3.4 北朝鮮当局による体制宣伝と「宮廷経済」

「十大原則」の三の第三項目は「敬愛する首領金日成同志の偉大性を内外に広く宣伝しなければならない」である。これに基づき 朝鮮中央通信、労働新聞などに金日成や金正日、体制を礼賛、宣伝する記事や論考が掲載されている。例えば「税金のない人民」(People free from taxes, 朝鮮中央通信 2002 年 3 月 20 日)はその一つである。この記事によれば、「税金制度の完全な廃止について」が 1974 年 3 月 21 日の第五回最高人民会議で公布された。これにより、税金の重荷から逃れたいという人民の世紀の願いが実現したと記事は述べている。この記事は虚偽宣伝の一つである。

金賢植・孫光柱 (1997, pp. 362) に朝鮮労働党中央委員会の機構が図で紹介されている。この図によれば、秘書局には総秘書が一名、組織秘書が一名、秘書は十名（公安、軍需、工業、教育、宣伝、幹部、国際、農業、対南、勤労団体）である。秘書局下に 22 の部門がある。組織指導部、宣伝扇動部、38 号室、39 号室、対外情報調査部、統一戦線部、社会文化部、作戦部、軍需工業部などで

ある。体制宣伝を主に担当，指導するのは宣伝扇動部である。北朝鮮当局公表資料は，統計も含めて体制宣伝物でもあることを考慮するべきである。李（1996），藤本（2003）（2004）に詳細に記されているように，金正日とその親族は奢侈生活を享受している。奢侈生活を維持するための費用は主に 39 号室という外貨稼ぎを担当する部署が捻出しているとみられる。Kim（2011）によれば，金日成は 1970 年代前半に軍需産業を内閣から，当時設立された第二経済委員会に移した。同時期，金正日は 39 号室を作った。39 号室の傘下に大聖総局という製造・貿易複合企業体が作られた。Kan 他（2010）によれば，北朝鮮は国際法と他国の国内法を無視し不法な国際諸活動を実行するために政府の一部の機能，すなわち国家主権を行使している。犯罪活動の収益は北朝鮮のエリート層に分配される。39 号室という国家機関が不法な麻薬の分配と製造，米国通貨の偽造，偽タバコの分配と製造などの不法活動を指揮している。康（1995，pp. 155-156）によれば，39 号室は 1974 年に作られ，財政経理部の外貨稼ぎ組織が一斉にここに配置された。Kim（2009，pp. 13-14）によれば「宮廷経済部門」が稼いだ外貨収入は 38，39 号室を通じて金正日の管理下にある。北朝鮮の国際的不法活動については，Chestnut（2007）が詳しい。国際機関からの北朝鮮に対する各種の支援金は 39 号室を通じて金正日に献上された可能性が高い。金正日の死後，39 号室がどうなったのかはよくわかっていない。

4 文（2013）（2014）を全体としてどうみるか

以下，文氏による拙稿への反論の中心点について評する。

4.1 「二次資料」「関係筋の情報」について

私の書評に対する反論の中心点は，文（2014）がむすびで述べているように「評者にたいしては，関係筋の情報・資料ばかりでなく，当局発表の公表資料にも一次資料としての価値を見出してくれることを望む」であろう。文（2013）（2014）は北朝鮮当局の公表資料が一次資料であると主張し，脱北者や在日本朝鮮人総連合会関係者らがもたらす情報や資料は「二次資料」「関係筋の情報・資料」とであると主張しているが，「関係筋」「二次」の定義がない。自由朝鮮放送によれば，韓国にいる脱北者は 2 万 6 千人を越えている（http://www.rfchosun.org/program_read.php?n=14649 平成 27 年 1 月 20 日見る）。2 万 6 千人以上の人間を貫く「筋」が存在するだろうか。脱北者は韓国入国後「ハナ院」という施設で韓国社会適応，定着のための教育を受ける。その際，韓国の情報機関から事情聴取を受け，一定期間後定着のための資金を受け取って「ハナ院」を出る。その後は各自で生活するのだから，ごく一部を除いて情報機関とは関係が無くなる。脱北者，在日本朝鮮人総連合会関係者，被拉致韓国人の共通点は北朝鮮の居住・滞在経験だけである。それは「関係筋」

なのだろうか。彼らの見聞情報が「二次資料」「関係筋の情報・資料」であるなら、93年センサスの実施過程と内容に関する文（2011, pp. 56-57）の記述も「二次資料」「関係筋の情報・資料」となってしまう。文氏が北朝鮮で得たセンサスのために約300万ドル費用がかかったという情報も「二次資料」「関係筋の情報・資料」といえる。

北朝鮮の一般国民は「十大原則」に拘束されており、言論の自由、出版の自由がないから国内では自分の意見を公表する資料を作成、配布することは困難である。そもそも、かつては金正日、最近では金正恩の存在そのものが非公表だった。金正日と金正恩の存在そのものが、文氏の主張する「二次資料」「関係筋の情報・資料」でしかなかったことになる。金正恩の兄金正哲の存在も、現状では「関係筋の情報・資料」ではないだろうか。現在でも金正日の長男金正男と彼の子供金ハンソルの存在は北朝鮮の国民には明らかにされていない。

「北朝鮮当局の公表資料をどう利用するか」という点について私は、2013年1月発表の拙稿で次の3点を指摘していた（黒坂2013-2）。これは文（2013）（2014）より前の時点であることに留意されたい。（1）北朝鮮の体制を考察するためには宣伝物としての公表文献のほかに、脱北者がつたえる北朝鮮の内部情報も重要な資料である。（2）北朝鮮の現実認識については脱北者や在日本朝鮮人総連合会関係者、拉致された韓国人がもたらす情報と、公表文献の中身を照合していく中で、北朝鮮の社会経済事情と構造を徐々に解明していくべきである。（3）脱北者らの証言の中には思い違いや誤解、記憶の曖昧化などの問題も起こりうるが、これらについては証言を一つ一つ確認して解明していくしかない。上記3点が、文（2013）（2014）の中心点、要望に対する答えになっていた。

付言すれば、金日成著作集や「労働新聞」「朝鮮中央通信」などの北朝鮮当局公表資料は、基本的に体制の宣伝を目的としているが我々はこれらを、当局が体制をどのように宣伝しているか、あるいは当局が現実をどのように把握しているかという観点から読むこともできる。体制宣伝の中には、体制の現実を反映しているものもある。黒坂（2014）は金日成の著作の中に徐々に削除・修正されていった部分があることと、金正日の「社会政治的生命体論」「革命的首領観」の関係および資源配分上の意味を考察した。金日成の著作の記述削除、修正は金正日による決済を経てなされていたと考えられる。

4.2 文（2014）（2013）の個別点について

以下、文氏が提起した個別の論点について、関連文献を紹介しながら論じる。

4.2.1 「センサス実施のための資源配分の現実性と『税はない』」

黒坂（2013-1）でこの件を指摘したのは、北朝鮮当局公表資料を文字通り北朝鮮の現実を反映したものと認識すると大きな誤りとなる典型的な例と考えたから

である。この件について文（2013, その1）（2014, pp. 46）は、「個人にたいする所得税（直接税）がないに過ぎない」「これらは、日本の法人税や間接税と同じであり、単に『税』ということばをつかわないに過ぎず、違いがあるとすれば、個人にたいする直接税がないだけである」と述べている。この認識は、文氏が私への反論を公表する前に発表した黒坂（2013-2, pp. 178-179）と基本的に同じである。

文（2011, pp. 34）に UNFPA がセンサスのため北朝鮮に 600 万ドル支援したとあるが、金正日の「宮廷経済」を支える 39 号室に上納された可能性がある。文（2013, その1）（2014, pp. 45）は 2002 年当時の平壤の物価を基準に鉛筆やノートがどれだけ買えるかを試算しているが、センサス実施の 94 年 1 月と 2002 年の物価、為替は異なっている。北朝鮮の社会主義計画経済では、調査員が使う書物やノート、鉛筆の生産と配布は計画に基づいて行われるのではなく、各調査員が中央常務委員会からウォンないしはドルを受け取りどこかでそれらを購入して調達するのだろうか。生産のための資材調達を各工場、企業が独自にやるなら国全体での財配分計画はないことになる。北朝鮮経済の実態については、梁（2005）が詳しい。統計調査に関する各調査員のための書物が何万冊も公刊されており、平壤だけでなく地方や山間僻地でも購入できるとは考えられない。地方の調査員が多数いたはずだ。黒坂（2011-1, pp. 73）で指摘した財の生産と配布、輸送網の確保について文（2013）（2014）は何も述べていない。93 年当時鉛筆やノートを生産する工場の稼働率はどの程度だったのだろうか。李（2002, pp. 128-130）によれば 93 年 12 月の北朝鮮では穀倉地帯で物々交換をして穀物を得るべく移動する人が多かったので列車が超満員だった。その約一か月後に数万人規模の調査員が全国でセンサスをやろうとしても、調査員の大移動が困難で二週間程度では終えられそうもない。

4.2.2 「『社会安全部、国家安全部への依頼の有無』への反論」について

黒坂（2013, pp. 74）は「副総理はなぜ社会安全部や国家安全保衛部に情報提供を依頼しなかったのだろうか」と疑問を提起したが、文（2014, pp. 46）は「社会安全部が住民の出生や死亡、結婚、移住などの届け出を担当している」と述べているだけで、中央常務委員会から社会安全部への情報提供依頼の有無については何も述べていない。文（2013 のその2）は「『センサス程度の質の高い情報』を社会安全部は持っていないのである」と断言しているが、断言できる根拠が提示されていない。文（2013 のその2）（2014, pp. 46）の次の文章は中央常務委員会が社会安全部から情報を得たのかどうかについて、情報の入手先について何も述べていない。

「評者は、中央常務委員会が社会安全部にたいして情報提供を依頼しなかった

としているが、センサスのための中央常務委員会では情報を得ている」。

この記述では①中央常務委員会が社会安全部から情報を得た②独自の調査で情報を得た、双方の解釈が可能である。国家安全保衛部について文(2013)(2014)には何も記述していない。結局、私が提起した社会安全部、国家安全保衛部への情報提供依頼の有無について、文(2013)(2014)は何も述べていない。尹(2003, pp. 45)によれば、北朝鮮のどの道、市、郡でも該当する居住地の保衛部と人民保安省(警察機構)は、自らの区域内居住民の「住民登録台帳」を歴史的に作成しておき、変更事項を随時記入し、人々の動向を常に掌握している。人民保安省とは社会安全部のことである。

4.2.3『政治犯と被拉致日本人、金正日の家族にたいするセンサス』への反論について

文(2013, その3)は拉致された日本人や韓国人に対するセンサス実施の有無について、「プライバシー尊重のため、個人の死亡などを前提に一定の年月がたつないと開示されない」と述べているだけだ。センサス実施の有無については何も述べていない。金正日らの「世帯区分」について文(2013)(2014)は何も述べていない。文(2014, pp. 46)は拉致された日本人、韓国人本人について言及せず、私が拉致被害者家族への調査の疑問を提起しているかのように述べているがこれは誤解である。前述のように文(2014, pp. 46)は「センサスは例外なく全数調査で行われたことを確認した」と述べているが、「確認」の具体的手法は記されていない。対南工作機関の中には韓国の大統領、要人暗殺や大韓航空機爆破などのテロを企図する武装工作員を養成し指令を出す部署、作戦部等がある。対南工作機関の工作員や彼らに日本語、日本人化教育をする被拉致日本人、韓国人化教育をする被拉致韓国人にセンサスを実施するなら、金正日の決裁が必要である。対南工作機関にセンサスをするべく金正日の決裁を得ようと中央常務委員会が提案をすれば、対南工作機関の秘密保持を妨害することになる。文(2013)(2014)は金正日の決裁の必要性、政治犯、被拉致韓国人について何も述べていない。十数万人と言われる政治犯が飢饉時にどれだけ過剰死したのかは全くわかっていない。

4.2.4「朝鮮人民軍の機密、金正日の個人情報とセンサスの関係」について

黒坂(2013, pp. 74)では「金日成や金正日、『喜び組』、被拉致日本人は労働者か」と疑問を呈した。金正日の酒宴に参加し歌や踊りを披露した「喜び組」について文(2013)(2014)には何の記述もない。「喜び組」については申(1997)が詳しい。「喜び組」等使用人にセンサスを実施すれば金正日の私生活がばれ、「党中央の権威を百方から保障し、党中央を命をかけて死守」(「十大原則」十

の五)に反する。

4.2.5「北朝鮮は国際援助を得るために統計情報をねつ造した」について
文(2014, pp. 47-48)は「仮に、(飢饉の規模が大きく)飢饉の間に人口増加率がマイナスであったと公表されたとしよう」と述べている。それが真実ならば、北朝鮮当局はそう公表すべきだった。Eberstadt(2007, pp. 43)は軍隊の男性数を少なく報告していることが外部に漏れないようにするために兵役の男性人口や女性の過小算出をした可能性を示唆している。Eberstadt(2007, pp. 17)が、中央統計局がその機能を果たすために必要な、経済の全ての部門への無制限の接近権を保持しているか明らかでないと述べていることを黒坂(2013-1, pp. 73)は指摘した。文(2013)(2014)はEberstadt(2007, pp. 17)について何も述べていない。Eberstadt(2007, pp. 47, Table 2. 14)の北朝鮮総人口は、文(2011, pp. 227, 表8-3)のそれと幾つか異なっている。95年の総人口が2121万人で前年より30万人減っている。Eberstadtは国連環境計画から数値を得ているようなので、違いがでたのかもしれない。

イ(2007, pp. 57, 脚注14)は北朝鮮の人口統計について次の疑問を紹介している。明示的に発表されてはいないものの学者の中には北朝鮮で正しい人口センサスが実際に実施されたのかという疑問を提起するものがある。北朝鮮の公民登録制度を通して集めた全ての人口統計は毎年末を起点として最終的に整理、集計されるので北朝鮮当局は正しい人口センサスを実施せずに、あるいは一部の地域のみでセンサスを実施し、既存の公民登録制度を通して集計された人口統計をセンサスの結果という名で外部に発表したのではないかという見解である。イ(2007, pp. 175)は北朝鮮の人口統計はそれ自体整合的でないと判断できると述べている。

4.3 黄長燁氏の証言と KBSM の聞き取り調査と推計手法について

4.3.1 黄長燁氏の証言について

文(2013, pp. 44)は黄長燁氏の著作に登場する「ある幹部」が1997年当時すでに北朝鮮の飢饉被害の規模を集計していたとは考えづらいと述べている。その理由は「ある幹部」が農業統計と食糧問題を担当しているなら、飢饉の死者数を集計する当事者ではないことと、飢饉の際の餓死と免疫力低下による伝染病などの疾病による病死の区別をすることは難しいという2つである。「ある幹部」は免疫力低下による病死を含めて「餓死」とみなしていただろう。「ある幹部」とは朝鮮労働党中央組織部の幹部ではないだろうか(黄1999, pp. 335)。朝鮮労働党中央組織部は労働党を通じて北朝鮮主要機関の人事を担当する部署であるから、「餓死」者数について早くから集計していてもおかしくない。黄長燁

氏の証言についてイ（2004, pp. 198）は、証言が事実なら北朝鮮当局は統計を二重に作成したことになるがそれは異例的だと述べている。イ（2004）は 94 年から 2000 年の人口損失規模は 58 万から 112 万と推計している。

4.3.2 KBSM の聞き取り調査と推計手法について

KBSM（1999, pp. 208）は 95 年 8 月から 98 年 7 月まで、餓死や疾病などで 350 万人以上が死んだと述べている。KBSM は中国東北部に逃げてきた脱北者 1694 人の聞き取り調査を行った。1694 人のうち、1009 人が咸鏡北道、338 人が咸鏡南道から来た。聞き取り調査対象者の家族総計は 9248 人で、そのうち死亡者が 2653 人であるから死亡率は 28.7%になる。北朝鮮では支配層が全人口中 15%、約 300 万人で農民層が 30%約 600 万人と想定する。総人口 2200 万人からこれら 900 万人を差し引くと 1300 万人になる。聞き取り調査対象者家族の平均死亡率 28.7%をこれに乗じると、最小 350 万人になると KBSM は述べている。²文氏の指摘通り標本のほとんどが咸鏡道出身なので偏りがあることは確かだが、KBSM が 900 万人を差し引いて試算していることに注目されたい。900 万人の控除を文氏はどう評価しているのだろうか。

KBSM の調査中最も平均死亡率が低いのは平壤市で 11.7%である。1300 万人にこれに乗じると、152 万 1000 人になる。調査に答えた平壤市出身者は 8 人しかいなかったようなので、粗い推計になってしまうのは否めないが有りうる数値と考える。

5 文氏への問題提起 - 「十大原則」と「北朝鮮という国を捨てる」 -

辛口の問題提起をする。北朝鮮に居住、滞在経験がある人は「関係筋」であり、その人々の見聞情報が「二次資料」「関係筋の情報」であるなら文氏も「関係筋」ではないか。文氏が 2013 年 11 月に訪朝しセンサスは例外なく全数調査で行われたことを確認したという面談の情報は「二次資料」「関係筋の情報」ではないか。文（2013）（2014）は北朝鮮当局公表資料を「一次資料」と定義しているようだが、北朝鮮国内では「十大原則」により国民は言論の自由、表現の自由を剥奪されているから「十大原則」と異なる見解を表明することは極めて難しい。国民には「一次資料」を公刊する自由がない。国民は当局（朝鮮労働党）の許可がなければ出国できないから、「十大原則」と異なる見解を表明するためには脱北するしかない。文（2011, pp. 23）は脱北者を「基本的に北朝鮮という国を捨てた者であり、亡命先での地位を確保するために情報を誇張する傾向」があると把握しているが、「北朝鮮という国を捨てる」の定義は何か。「十大原則」と

² $1300 \times 0.287 = 373.1$ である。KBSM は、p193 の表にある平均死亡率 27.5%を死亡数推計に用いたのではないだろうか。

異なる見解を表明するために脱北すると「北朝鮮という国を捨てる」ことになるのか。文氏の推計で 33 万 6000 人の過剰死が出た期間に、金正日は招待所等で奢侈生活をしていた。これは北朝鮮という国を捨てる行為ではないのか。餓死あるいは衰弱死した北朝鮮国民は北朝鮮という国と無縁なのだろうか。脱北者の中に「情報を誇張する傾向」がある人もいるが、これは北朝鮮当局の公式文書も同様ではないか。去る 1 月 3 日の「労働新聞」掲載論考「白頭の革命精神で進撃路を開こう」によれば、白頭の革命精神は金日成民族と金正日朝鮮の強大性と無窮繁栄の命脈をつなぐ血統であり、最終勝利のための強力な保障であるという(1 月 3 日「朝鮮中央通信」より)。³北朝鮮当局発表の公式文書のこうした記述をどう解釈するかという点は北朝鮮研究の重要課題の一つである。

改めて文氏に問う。「十大原則」は「二次資料」「関係筋の情報・資料」なのか。「十大原則」の路線上に金正日の重要な業績とされている「全社会の主体思想化」「全社会の唯一思想体系確立」があった(「金正日略伝」雄山閣, p54-56)。金正日が説いた「革命的首領観」は、「十大原則」の延長上にある。「十大原則」を軽視することは、金正日から見れば「北朝鮮という国を捨てる」ことになろう。配給が途切れてしまったので食糧を求めて脱北した人々は「十大原則」を破っているから、金正日から見れば「北朝鮮という国を捨てた」ことになろう。北朝鮮当局は国民に自殺を禁じている。従って北朝鮮の国民は当局により配給を止められたとき、「十大原則」に忠実であろうとするなら餓死、衰弱死を待つしかない。「十大原則」を破れば国家安全保衛部により政治犯収容所へ連行ないしは処刑されうる。餓死や処刑の恐怖下にある北朝鮮社会は、北朝鮮当局の公式文書の記述がどうあれ「セーフティ・ネット」に該当する制度を欠いている。

金正日の義弟張成澤は国家安全保衛部特別軍事裁判所で、刑法第六十条の「国家転覆陰謀行為」に該当する犯罪を行ったという判決を下された。「国家転覆陰謀行為」について張成澤にも言い分はあっただろうが、抗弁する機会の有無、弁護人の存在は明らかでない。張成澤は死にたくなかっただろうが、「朝鮮中央通信」(2013 年 12 月 13 日)によれば判決はすぐに執行された。金日成、金正日そして金正恩の三代世襲独裁体制下では、金正日の義弟張成澤も含めて国民は餓死ないしは処刑という「過剰死」の恐怖に直面していることを、文氏は直視すべきではないか。

参考文献

日本語

³ 朝鮮中央通信掲載の英文では次になっている。This spirit serves as a lifeline which guarantees for eternity the mightiness of Kim Il Sung's nation, Kim Jong Il's Korea and its prosperity, and as a powerful treasured sword for final victory.

- 韓光熙（2002）『わが在日本朝鮮人総連合会の罪と罰』文藝春秋
- 姜哲煥（1994）『さらば、収容所国家北朝鮮』ザ・マサダ
- 康明道（1995）『北朝鮮の最高機密』文藝春秋
- 「金日成同志の革命活動」翻訳委員会編（1972）『金日成同志の革命活動—英雄とその闘争の歴史—』雄山閣
- 金日成（1986）「幹部のあいだでの党の唯一思想体系の確立と革命化の強化について」（「金日成著作集」25巻，pp. 134—172，外国文出版社）
- 黒坂真（2013-1）「文浩一著『朝鮮民主主義人民共和国の人口変動：人口学から読み解く朝鮮社会主義』『比較経済研究』第50巻第1号，pp. 71-75
- 黒坂真（2013-2）「金日成と資源配分の効率性」『大阪経大論集』第63巻第5号，pp. 171-180
- 黒坂真（2014）「金日成の著作の記述削除，修正と金正日の『社会政治的生命体論』『革命的首領観』」『大阪経大論集』第65巻第3号，pp. 27-41
- 在日本朝鮮人総連合会編（1995）『金正日略伝』雄山閣
- 申英姫（1997）『私は金正日の「踊り子」だった』徳間書店
- 朝鮮労働党中央委員会（1974）「党の唯一思想体系確立の10大原則」『世界政治—論評と資料』No. 762, 1988. c4. 10
- 張明秀（1991）『裏切られた楽土』講談社
- 統一朝鮮新聞特集班（1973）『「金炳植事件」—その真相と背景—』統一朝鮮新聞社
- 黄長燁（1999）『金正日への宣戦布告』文藝春秋
- 藤本健二（2003）『金正日の料理人』扶桑社
- 藤本健二（2004）『金正日の私生活』扶桑社
- 船橋洋一（1988）「内部 ある中国報告」朝日文庫
- 文浩一（2011）『朝鮮民主主義人民共和国の人口変動 人口学から読み解く朝鮮社会主義』明石書店
- 文浩一（2013）「北朝鮮の一次資料は信頼できないのだろうか—黒坂真教授の書評への反論—」『Hi-Stat Vox』No. 28, 2013年3月25日
- 文浩一（2014）「北朝鮮当局公表資料の学問的利用の可能性について：拙著にたいする黒坂真教授の書評へのコメント」『比較経済研究』第51巻第2号，pp. 43-50
- 宮崎俊輔（2000）『北朝鮮大脱出 地獄からの生還』新潮 OH! 文庫
- 梁東河（2005）『わたしはこうして北朝鮮で生き抜いた！』集英社
- 尹大日（2003）『北朝鮮・国家安全保衛部』文藝春秋
- 李韓永（1996）『平壤「十五号官邸」の抜け穴』ザ・マサダ
- 李在根（2002）『北朝鮮に拉致された男』河出書房新社

韓国語

イ・ソク (2004) 「1994～2000 年北韓飢饉：発生，衝撃そして特徴」統一研究院

イ・ソク (2007) 「北韓の統計：可容性と信頼性」統一研究院

韓国軍事問題研究院 (2013) 『北韓軍の不便な真実 脱北軍人の話』財団法人韓国軍事問題研究院

姜貞求・法リユン編 (1999) 『1999 民族の希望探し』浄土出版

金賢植・孫光柱 (1997) 『ドキュメンタリー金正日』天地メディア

スン・ジョスン，ロ・ヨン (1995) 「真の人権を擁護して」『労働新聞』1995 年 6 月 24 日

英語

Chestnut, C. (2007) Illicit Activity and Proliferation North Korea Smuggling Networks, *International Security*, Vol. 31, No. 1, pp. 80-111

Eberstadt, N. (2007) *North Korean Economy Between Crisis & Catastrophe*, Transaction Publishers, New Brunswick, New Jersey

Fitzpatrick, S. (1999) *Everyday Stalinism Ordinary Life in Extraordinary Times: Soviet Russia in the 1930s*, Oxford University Press, New York

Kan, P., R. B. E. Bechtol, Jr, and R. M. Collins. (2010) *Criminal Sovereignty: Understanding North Korea's Illicit International Activities*, the Strategic Studies Institute

Kim, K. J. (2009) After Kim Jong-Il: Can We Hope better Human Rights Protection in North Korea? A presentation by Kim Kwangjin, The Brooking Institution Washington, DC, October 27, 2009

Kim, K. J. (2011) The Defector's Tale: Inside North Korea's Secret Economy, *World Affairs*, September/October 2011

KINU. (2013) *White Paper on Human Rights in North Korea*, Korea Institute for National Unification